

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。
奨学金の貸与が終わるまで大切に保管してください。

2023年度

貸与奨学生のしおり(読替用)

第一種奨学金(海外協定派遣対象)

第二種奨学金(短期留学)

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、
返還にあたっての注意などを記載しています。



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

URL:<https://www.jasso.go.jp/>

奨学生のしおり対応表（第一種奨学金（海外協定派遣対象）・第二種奨学金（短期留学）採用者向け）

第一種奨学金(海外協定派遣対象)・第二種奨学金(短期留学)採用者の方は、「令和5年度貸与奨学生のしおり」から一部を読み替えていただく必要があります。以下の対応表を基に、各資料の該当ページを確認してください。

令和5年度貸与奨学生のしおり 目次		第一種奨学金(海外協定派遣対象)・ 第二種奨学金(短期留学)の 採用者の方が読むページ	
		資料名	
		貸与奨学生の しおり	本資料
しおりについて		-	P1~P3
はじめに	1. 貸与奨学金制度	P4	-
	2. 貸与奨学生としての心構え	P4	-
	3. 注意事項	-	P4
第一部 貸与奨学金に 関わる制度	1. 保証制度	P6~P8	-
	2. 返還方式	P9~P12	-
	3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法	P13~P14	-
第二部 貸与中の手続き	図解1〈奨学生採用から貸与終了まで〉	-	P5
	1. 奨学生証	-	P6~P7
	2. 返還誓約書	P20~P43	-
	3. マイナンバーの提出	対象なし	
	4. 奨学金の振込み	P45~P46	-
	5. 奨学金の貸与月額の変更等	-	P8~P9
	6. 貸与中の異動(身分の異動、振込条件の変更)	-	P10~P12
	7. 貸与額通知(年に1度の借用金額等の確認)	P59~P60 ※	-
	8. 奨学金継続願(年1回)	P61~P62 ※	P13
	9. 適格認定(奨学生としての適格性の確認)	対象なし	
	10. 進学する場合	対象なし	
	11. 特に優れた業績による返還免除	対象なし	
第三部 返還	図解2〈貸与終了から返還完了まで〉	P73	-
	1. 奨学金の返還	P74、P79~P81	返還例 P14~P16
	2. 個人信用情報機関の利用	P82~P84	-
第四部 お知らせ	1. JASSO災害支援金	P85	-
	2. スカラネット・パーソナル	P86~P87	-
	3. 奨学金貸与・返還シミュレーション	P88	-
	4. アンケートへの協力をお願い	P89	-
第五部 資料	1. 2023年度貸与月額一覧表	P90~P93	-
	2. 機関保証制度の「保証委託約款」	P94	-
	3. 機関保証制度の保証料(目安)	P95	-
	4. 関係規程	P96	-

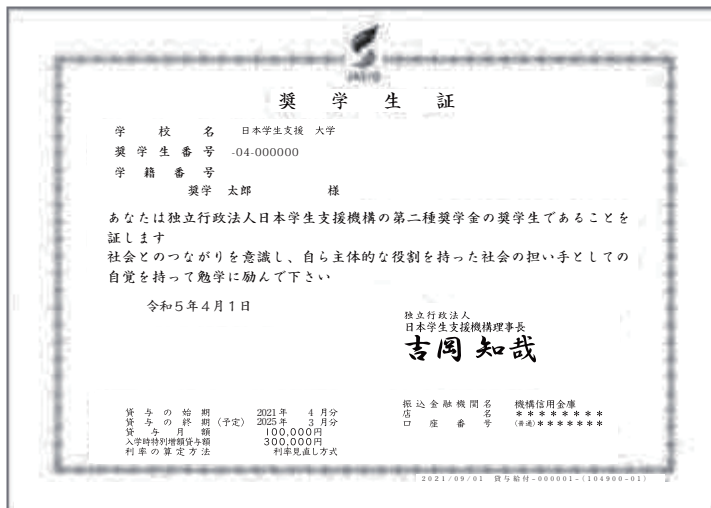
※第二種奨学金(短期留学)採用者で13か月以上の貸与を受ける場合(ダブルディグリー)のみ対象

貸与奨学生のしおりについて

本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。

奨学生証

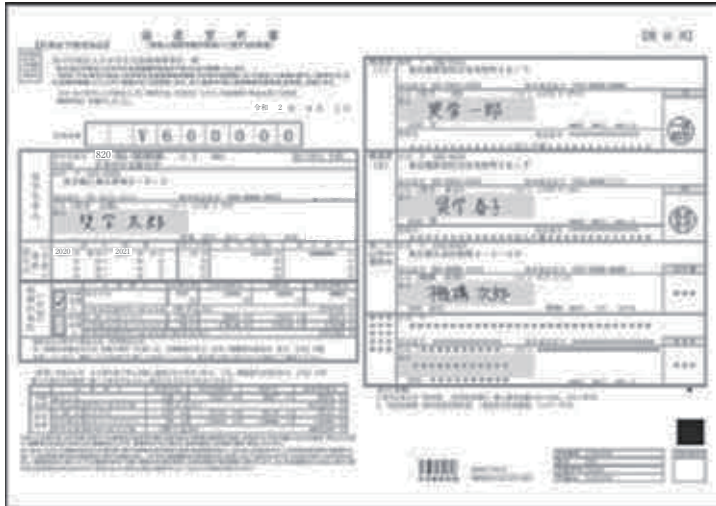
(本資料6～7ページ)



← 「あなたは日本学生支援機構の奨学生です」という証明書

返還誓約書

(貸与奨学生のしおり20ページ) ※学校が定めた期限までに必ず提出してください。



← 「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書

※下記の添付書類が必要です。

- ・あなたの住民票（原本）
- ・保証依頼書

受け取る書類・提出する書類と時期

	受け取る書類	提出する書類
奨学生として採用された時	「奨学生証」(本資料6～7ページ)	「返還誓約書」と添付書類 (貸与奨学生のしおり20～43ページ)
借り終わる時	「貸与奨学金返還確認票」 (貸与奨学生のしおり72ページ)	「口座振替(リレー口座)加入申込書」のコピー (貸与奨学生のしおり72ページ)

※書類は国内在籍学校から受け取り、国内在籍学校に提出します。詳しくは、国内在籍学校の指示に従ってください。

※第二種奨学金(短期留学)採用者でダブル・ディグリー・プログラムにより1年を超える貸与が認められている奨学生は、上記のほか、「奨学金継続願」の提出(入力)が必要です(貸与奨学生のしおり61ページ)。

スカラネット・パーソナル

(貸与奨学生のしおり86ページ)

「毎月の奨学金の金額は？ 借りる期間は？」あなたの情報を見ることができます！

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報（奨学金の金額・貸与期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

奨学金貸与・返還シミュレーション

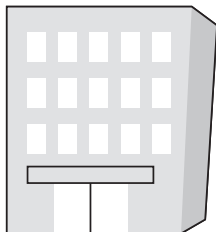
(貸与奨学生のしおり88ページ)

「私の返還はどうなるの？」シミュレーションしてみよう！

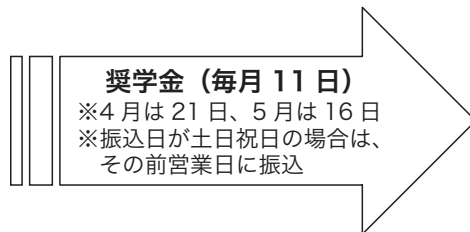
借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

奨学金の受け取り方

(貸与奨学生のしおり45ページ)



日本学生支援機構



奨学生（あなた）の口座

奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

振り込まれる金額＝（機関保証の方）奨学生証の「貸与月額」マイナス「保証料」。

（人的保証の方）奨学生証の「貸与月額」。

借りている間の変更

- 振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）（本資料8ページ）
- あなたや、あなたの奨学金借入れに係る人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（氏名・住所：本資料10ページ、振込口座：貸与奨学生のしおり46ページ）



奨学生（あなた）



連帯保証人

保証人

（人的保証）



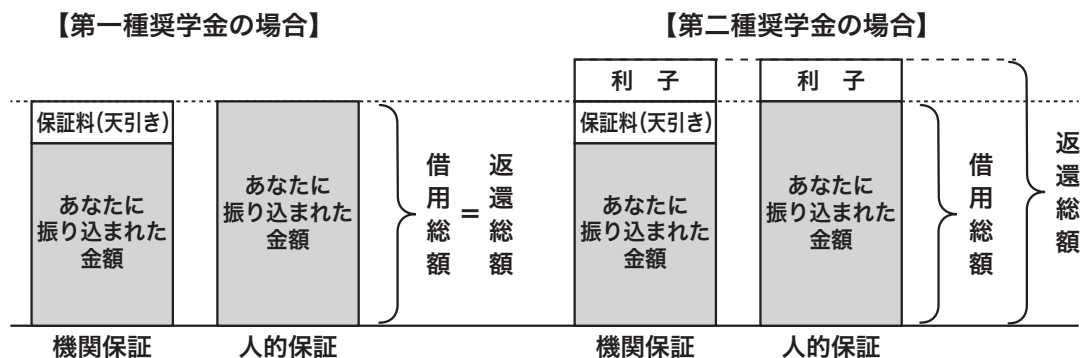
本人以外の連絡先

（機関保証）

- 奨学金を途中で辞退する場合や、留学期間を短縮したとき又は留学を取りやめるとき（本資料10～11ページ）
- 第一種奨学金（海外協定派遣対象）採用者で、海外留学支援制度（協定派遣）の受給期間が短縮された場合（本資料11ページ）。

あなたが返還する金額 (本資料14～16ページ)

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが指定した口座（振替用口座（リレー口座））から、毎月引き落とされます。



返還できないとき—救済制度 (貸与奨学生のしおり77～79ページ)

- ・ 毎月の返還金額を減額にする（減額返還）
- ・ 在学中の返還を一時停止して先送りする（在学猶予）
- ・ 返還を一時停止して先送りする（返還期限猶予）

※救済制度を活用した場合も、返還総額は変更なく、返還総額が減るわけではありません。また、返還期間が長くなったからといって返還総額（利子等）が増えることもありません。



収入が少ない
⇒ 減額返還



傷病で入院
⇒ 返還期限猶予



専門学校で資格取得
⇒ 在学猶予

返還が難しい時は、救済制度の利用を検討してください！

※適用基準あり



3. 注意事項

■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがあります。

特に「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。すでに振込済みの奨学金を全額返金したうえで、採用取消となります。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控又は写しを保管しておいてください。

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる奨学金の返還例は本資料14～16ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与・返還シミュレーション」（貸与奨学生のしおり88ページ参照）でも確認することができます。是非、活用してください。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

■安全管理について

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

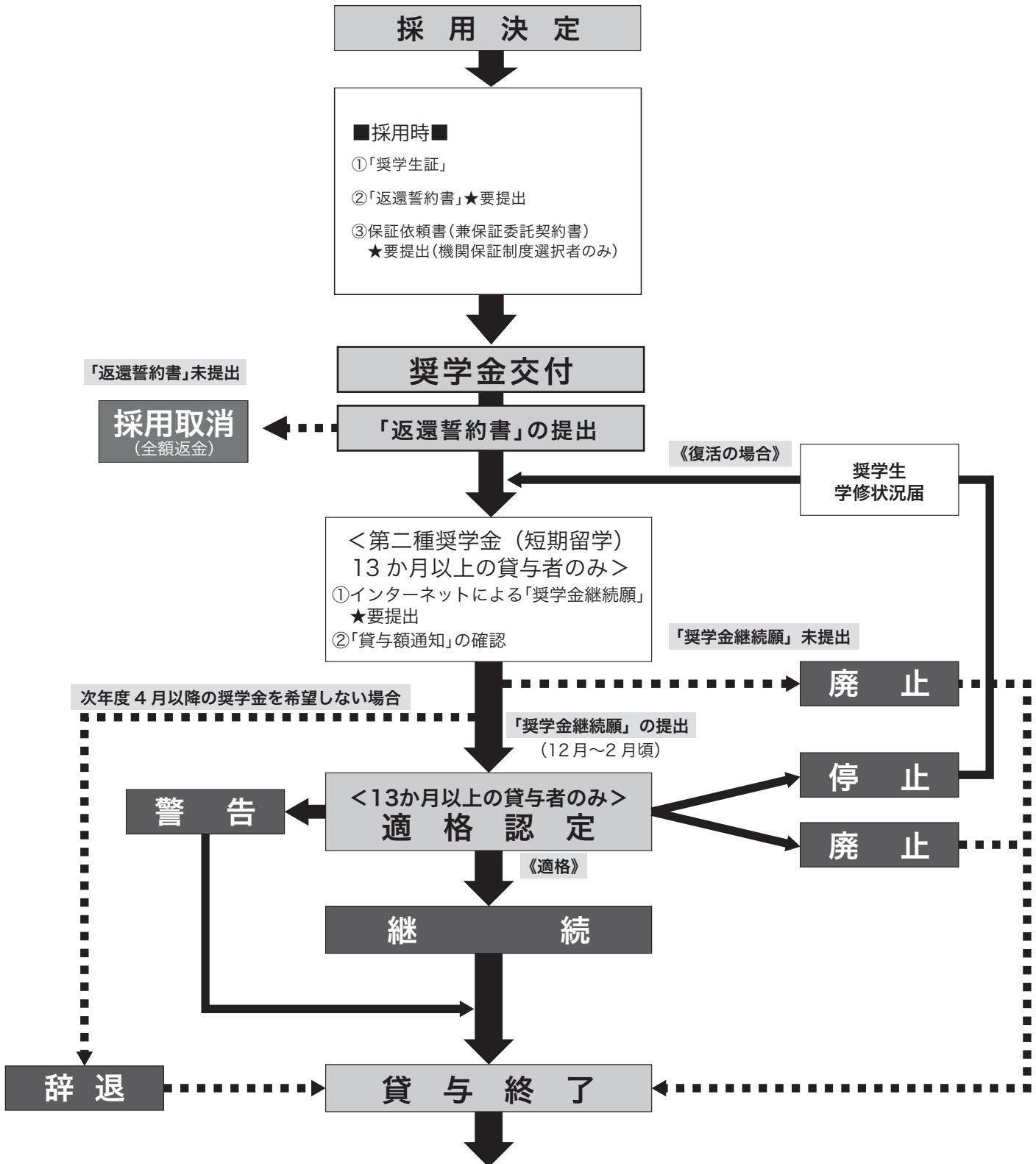
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

第二部 貸与中の手続き

図解1 <奨学生採用から貸与終了まで>



図解2へ(貸与奨学生のしおり72ページ)



1. 奨学生証

- 「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
- 「留学届」提出時の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、国内在籍学校へ申し出て下さい。なお、再発行はされません。

(1) 奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。(奨学生番号のしくみは次ページ参照)

(2) 氏名

氏名が誤っている場合は、国内在籍学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。(旧字体の使用字体例) 吉→吉、祐→祐

(3) 貸与の始期

貸与の始期としては、奨学金の開始年月(何年何月から借りるのか)のことで、採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

(4) 貸与の終期

貸与の終期とは、奨学金の終了年月(何年何月分まで借りるのか)のことで、

第一種奨学金(海外協定派遣対象)の貸与期間は、海外留学支援制度(協定派遣)と同じ期間です。

第二種奨学金(短期留学)の貸与期間は、最長12か月です。(ダブルディグリー・プログラムで申請した場合は最長24か月です。)13か月以上の留学の場合でもダブルディグリー・プログラムでない場合の貸与期間は12か月までとなります。

貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したり、留学を取りやめたりした場合は、貸与の終期は早まります。留学期間の延長等による場合でも貸与期間の延長はできません。

(5) 貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

(6) 保証料月額

機関保証制度に加入した人に印字されています。

なお、保証料は奨学金の種類、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。



- 複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

(7) 振込金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。
振込口座の変更手続きは 貸与奨学生のしおり46ページを参照してください。

(8) 留学時特別増額貸与額

留学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用された人に印字されています。
※ 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかです。

(9) 利率の算定方法（貸与奨学生のしおり13～14ページ）

第二種奨学金（短期留学）採用者・留学時特別増額採用者には、あなたが選択した利率の算定方法が記載されています。
※ 「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれかです。

奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。(例：623 - 04 - 000000)

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第一種奨学金	6	23	04	○○○○○○
第二種奨学金	8	23	04	○○○○○○

①貸与種別（1桁）

- 6 第一種奨学金（無利子）
- 8 第二種奨学金（有利子）

③学種（2桁）

- 01 高等専門学校
- 02 短期大学
- 04 大学学部
- 06 大学院
- 08 専修学校専門課程

④通し番号（6桁）

第一種奨学金（月額）と留学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、留学時特別増額貸与奨学金用（第二種奨学金）の奨学生番号が別に付番されます。

②採用年度（西暦下2桁）

例 2023年→23



4. 奨学金の貸与月額の変更等

- 借り過ぎに注意し、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
- 本機構ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」（貸与奨学生のしおり88ページ参照）を活用してください。

4-1. 奨学金の貸与月額の変更

(1) 第一種奨学金の月額変更（増額・減額）

第一種奨学金（海外協定派遣対象）は次の月額が変更できます。国内在籍学校の担当者に申し出て、所定の用紙を提出してください。

※いずれの場合も、2018年以降入学者については、奨学金申込時における生計維持者の年収が一定額以上だと、最高月額は選択できません。最高月額が利用できるか否かは「奨学生証」「スカラネット・パーソナル」で確認してください。

- ①自宅月額から自宅外月額への変更
- ②自宅外月額から自宅月額への変更
- ③自宅月額又は自宅外月額から低月額への変更（2017年度以前の入学者）

(2) 第二種奨学金（短期留学）の月額変更（増額・減額）

必要が生じたときに月額の変更ができます。国内在籍学校に申し出てください。

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由によるものは認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限りしますので、計画的に貸与を受けるようにしてください。

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）	2万円から12万円（1万円単位）
大学院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

○月額に増額して貸与を受けることができる奨学金について（第二種奨学金）

①基本月額の最高額に上乗せして増額できる奨学金

対 象	選択可能	(基本月額)	増額部分※
国内私立大学の医学・歯学課程	16万円	12万円	4万円
国内私立大学の薬学・獣医学課程	14万円	12万円	2万円
国内法科大学院の法学履修課程	19万円	15万円	4万円
	22万円	15万円	7万円

②留学時特別増額貸与奨学金（※）

選択できる金額
10万円、20万円、30万円、40万円、50万円

※①の増額部分及び②の貸与利率は、基本月額の利率に0.2%上乗せした利率です（貸与奨学生のしおり14ページ参照）。

(3) 貸与月額増額時の留意点

人的保証選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

(4) 保証料（機関保証制度選択者のみ）

機関保証選択者は、貸与月額の増減により、保証料が変更となります。（貸与奨学生のしおり95ページ参照）

4 - 2. 他の団体や自治体等の奨学金との重複

本機構は、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複を禁止していませんが、他の団体では本奨学金との重複を禁じている場合もあります（重複の可否についてはその団体に確認してください）。そのような場合には、あなたがどちらかの奨学金を受けるか判断してください。

5. 貸与中の異動

- 異動とは、奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。異動が予定されているとき、又は異動があったときは、速やかに国内在籍学校の担当者に申し出て、手続きをしてください。
- 異動の手續に必要な申請用紙は、国内在籍学校に申し出て受け取り、提出してください。
- 異動が生じる場合の手續は、海外に留学しているあなたから、国内在籍学校を通じて本機構への届け出となりますので、相当な時間を要することが予想されます。異動が生じる場合は、2か月程度の余裕を持って、手続きすることを心がけてください。
- 第二種奨学金（短期留学）の貸与月数が13か月以上の場合（ダブルディグリー・プログラムで申請した場合）には、年1回、「適格認定」を実施します。
- 退学・辞退した時は必ず奨学金を返還するための「振替用口座（リレー口座）」（貸与奨学生のしおり71ページ参照）への加入手続きをしてください。

5-1. 改氏名、住所変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の変更

(1) 改氏名

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の用紙）を国内在籍学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。詳細については、国内在籍学校に確認してください。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

住所が変更された場合は、以下のとおりに手続きをしてください。

連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更した場合も同様です。

①奨学金貸与中

住民票の住所（本人以外の連絡先は現住所）が変更された場合は、「住所変更届」（所定の用紙）を国内在籍学校に提出してください。

※勤務先のみの変更の場合は貸与終了後に行ってください。

②貸与終了後

現住所が変更された場合は、スカラネット・パーソナル又は、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて、直接、本機構に届け出てください。

※連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

(3) 連帯保証人・保証人の変更（人的保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）及び必要な添付書類（新連帯保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）・収入に関する証明書類、新保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行））を国内在籍学校に提出

してください。

①変更予定の新連帯保証人又は新保証人が、貸与奨学生のしおり22～23 ページの選任条件を満たしていることを確認してください。また、事前に新連帯保証人又は新保証人の了承を得たうえで、変更を届け出てください。

※ 貸与奨学生のしおり24ページを参照のうえ、必要に応じて「返還保証書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。

②新連帯保証人又は新保証人を立てることができない場合、機関保証に変更する手続きが必要です（貸与奨学生のしおり8ページ参照）。

(4) 本人以外の連絡先の変更（機関保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）を国内在籍学校に提出してください。

5 - 2. 奨学金の貸与期間変更

(1) 第一種奨学金（海外協定派遣対象）

第一種奨学金（海外協定派遣対象）の貸与期間は、海外留学支援制度（協定派遣）の受給期間と同じ期間です。海外留学支援制度（協定派遣）の受給期間に変更が生じた場合は、第一種奨学金（海外協定派遣対象）の貸与期間も変更します。

留学の早期終了等により海外留学支援制度（協定派遣）の給付期間が短縮される場合は、第一種奨学金（海外協定派遣対象）の貸与期間についても短縮する必要が生じ、貸与終期訂正（短縮）の手続きが必要です。（自動的に貸与終了となりません。海外留学支援制度（協定派遣）の給付終了月までの貸与とし、貸与終期訂正（短縮）の手続きを行ってください。）なお、海外留学支援制度（協定派遣）の受給期間外に第一種奨学金（海外協定派遣対象）が振り込まれた場合は、所定の手続きにより返戻いただきます。

また、海外留学支援制度（協定派遣）の支給期間が延長される場合、貸与終期訂正（延長）の申請をすることができます。

(2) 第二種奨学金（短期留学）

第二種奨学金（短期留学）の貸与期間は延長できません。なお、留学期間を短縮したときは、下記のとおり、辞退の届出をしてください。

5 - 3. 辞退

(1) 辞退

留学中に奨学金を必要としなくなったときや、留学期間を短縮したとき又は留学をとりやめるとき、その旨届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに国内在籍学校に申し出て、辞退の「異動願（届）」を提出してください。

※辞退後は辞退取り消しはできません。辞退する際は事前に保護者の方とよく相談してください。

(2) 辞退（貸与終了）後の手続き

辞退した場合、奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」（貸与奨学生のしおり72ページ参照）が発行されますので、内容を確認してく

ださい。また、国内在籍学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替口座（リレー口座）（貸与奨学生のしおり71ページ参照）への加入手続きを行ってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、在学猶予の手続きをしてください。住所等に変更がある場合は、スカラネット・パーソナル又は本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

(3) 辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了（貸与終了後も引き続き在学し、在学猶予の手続きをした場合は、在学猶予期間終了）月の7か月後の27日から返還が開始されます。



ポイント

●第二種奨学金については、在学猶予の手続きにより返還期限が猶予されている期間は、利子は付きません。在学していても在学猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

5 - 4. 奨学生の資格がなくなった後に振り込まれた奨学金の取扱い

(1) 返金の手続きについて

留学期間の短縮等で奨学生としての資格がなくなった場合は、速やかに国内在籍学校の担当者に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等により奨学生としての資格がなくなった後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、国内在籍学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、国内在籍学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を国内在籍学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。なお、インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

機関保証選択者の返金額は、貸与額から保証料を差し引いた、実際に振り込まれた金額です。1円単位となりますので注意してください。

5 - 5. 奨学金継続願について(第二種奨学金(短期留学)のみ)

(1) 奨学金継続願とは

奨学生は、翌年度4月以降も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の入力です。

「奨学金継続願」入力時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます。

「奨学金継続願」を入力後、国内在籍学校は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、翌年度の奨学金が継続できない場合があります。

「奨学金継続願」提出対象者は、第二種奨学金（短期留学）採用者で、ダブルディグリー・プログラムのために1年を超える（13か月以上2年以内）貸与が認められている人です。貸与期間が12か月以内の人は、対象となりません。対象者は、国内在籍学校の指示に従ってください。

(2) 「奨学金継続願」の入力

「奨学金継続願」はインターネットを通じて本機構へ届出します。貸与奨学生のしおり84ページ「2.スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがって、スカラネット・パーソナルに登録してください。

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き4月からの奨学金の振込を希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。

第三部 返還

●第一種奨学金（海外協定派遣対象）の返還例

(1) 【2018年度以降入学者】大学学部

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額 (円)	貸与月額	返還総額 (円)	定額返還方式	
						月賦返還月賦額 (円)	返還回数 (期間)
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	6	120,000	2,500	48回 (4年)
				12	240,000	3,333	72回 (6年)
			30,000	6	180,000	2,500	72回 (6年)
				12	360,000	3,333	108回 (9年)
	国・公立	自宅外	40,000	6	240,000	3,333	72回 (6年)
		私立		自宅・自宅外	12	480,000	4,444
私立	自宅外	50,000	6	300,000	3,571	84回 (7年)	
			12	600,000	5,000	120回 (10年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000	6	270,000	3,750	72回 (6年)
				12	540,000	5,000	108回 (9年)
		自宅外	51,000	6	306,000	3,642	84回 (7年)
				12	612,000	6,375	96回 (8年)
	私立	自宅	54,000	6	324,000	3,375	96回 (8年)
				12	648,000	6,000	108回 (9年)
		自宅外	64,000	6	384,000	3,555	108回 (9年)
				12	768,000	7,111	108回 (9年)

(2) 【2018年度以降入学者】短期大学、専修学校専門課程及び高等専門学校4・5年生

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額 (円)	貸与月額	返還総額 (円)	定額返還方式	
						月賦返還月賦額 (円)	返還回数 (期間)
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	6	120,000	2,500	48回 (4年)
				12	240,000	3,333	72回 (6年)
			30,000	6	180,000	2,500	72回 (6年)
				12	360,000	3,333	108回 (9年)
	国・公立	自宅外	40,000	6	240,000	3,333	72回 (6年)
		私立		自宅・自宅外	12	480,000	4,444
私立	自宅外	50,000	6	300,000	3,571	84回 (7年)	
			12	600,000	5,000	120回 (10年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000	6	270,000	3,750	72回 (6年)
				12	540,000	5,000	108回 (9年)
		自宅外	51,000	6	306,000	3,642	84回 (7年)
				12	612,000	6,375	96回 (8年)
	私立	自宅	53,000	6	318,000	3,785	84回 (7年)
				12	636,000	5,888	108回 (9年)
		自宅外	60,000	6	360,000	3,333	108回 (9年)
				12	720,000	6,666	108回 (9年)

(3) 高等専門学校3年生

区 分		貸与月額 (円)	貸与月数	貸与総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還回数 (期間)
国公立 自宅・自宅外		10,000	3	30,000	2,500	12回 (1年)
			6	60,000	2,500	24回 (2年)
			12	120,000	2,500	48回 (4年)
国公立	自 宅	21,000	3	63,000	2,625	24回 (2年)
			6	126,000	2,625	48回 (4年)
			12	252,000	3,500	72回 (6年)
	自宅外	22,500	3	67,500	2,812	24回 (2年)
			6	135,000	2,812	48回 (4年)
			12	270,000	3,750	72回 (6年)
私 立	自 宅	32,000	3	96,000	2,666	36回 (3年)
			6	192,000	2,666	72回 (6年)
			12	384,000	3,555	108回 (9年)
	自宅外	35,000	3	105,000	2,916	36回 (3年)
			6	210,000	3,500	60回 (5年)
			12	420,000	4,375	96回 (8年)

(注1) 留学期間中に4年生に進級するときは、本資料14ページ (2) の貸与月額を適用します。

(4) 大学院

区 分	貸与月額 (円)	貸与月数	貸与総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還回数 (期間)
修士課程	50,000	3	150,000	2,500	60回 (5年)
		6	300,000	3,571	84回 (7年)
		12	600,000	5,000	120回 (10年)
	88,000	3	264,000	3,666	72回 (6年)
		6	528,000	5,500	96回 (8年)
		12	1,056,000	8,000	132回 (11年)
博士課程	80,000	3	240,000	3,333	72回 (6年)
		6	480,000	4,444	108回 (9年)
		12	960,000	8,000	120回 (10年)
	122,000	3	366,000	3,388	108回 (9年)
		6	732,000	6,777	108回 (9年)
		12	1,464,000	9,384	156回 (13年)

※所得連動返還方式 (貸与奨学生のしおり9ページ参照) を選択している場合は、貸与終了後の収入・所得に応じて返還月額・返還回数が変わります。

$$\text{返還月額} = (\text{課税総所得金額} \times 9\%) \div 12$$

●第二種奨学金（短期留学）の返還例

- ①利率年 0.468% は、2022年8月末貸与終了者の利率（利率固定方式）で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ②《参考》利率年 3.0% は、上限である貸与利率で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ③返還総額には、利子を含んでいます。
- ④端数調整の関係で、返還回数に月賦返還額を乗じても、返還総額にならない場合があります。
- ⑤「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね5年ごとに利率が見直され、月賦返還額が増減します。

【返還例 - 1】貸与月数6か月

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率 0.468% の場合		《参考》利率 3.0% (上限の場合)		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
20,000	6	120,000	121,396	2,528	129,235	2,692	48	4
30,000	6	180,000	182,945	2,540	199,525	2,770	72	6
40,000	6	240,000	243,948	3,388	266,044	3,695	72	6
50,000	6	300,000	305,648	3,638	337,349	4,015	84	7
60,000	6	360,000	368,476	3,411	416,482	3,856	108	9
70,000	6	420,000	428,907	4,468	479,072	4,990	96	8
80,000	6	480,000	491,321	4,549	555,329	5,141	108	9
90,000	6	540,000	552,735	5,118	624,740	5,784	108	9
100,000	6	600,000	615,581	5,129	704,016	5,866	120	10
110,000	6	660,000	675,588	6,255	763,596	7,069	108	9
120,000	6	720,000	737,008	6,824	833,004	7,713	108	9
130,000	6	780,000	798,432	7,392	902,417	8,356	108	9
140,000	6	840,000	861,839	7,182	985,627	8,214	120	10
150,000	6	900,000	925,543	7,011	1,070,950	8,113	132	11
160,000	6	960,000	984,971	8,208	1,126,462	9,386	120	10
190,000	6	1,140,000	1,172,367	8,881	1,356,549	10,277	132	11
220,000	6	1,320,000	1,360,627	9,449	1,592,822	11,060	144	12

【返還例-2】貸与月数12か月

貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	利率 0.468% の場合		《参考》利率 3.0% (上限の場合)		返還回数 (回)	返還年数 (年)
			返還総額 (円)	月賦返還額 (円)	返還総額 (円)	月賦返還額 (円)		
20,000	12	240,000	243,948	3,388	266,044	3,695	72	6
30,000	12	360,000	368,476	3,411	416,482	3,856	108	9
40,000	12	480,000	491,321	4,549	555,329	5,141	108	9
50,000	12	600,000	615,581	5,129	704,016	5,866	120	10
60,000	12	720,000	737,008	6,824	833,004	7,713	108	9
70,000	12	840,000	861,839	7,182	985,627	8,214	120	10
80,000	12	960,000	984,971	8,208	1,126,462	9,386	120	10
90,000	12	1,080,000	1,113,213	7,731	1,303,191	9,050	144	12
100,000	12	1,200,000	1,236,928	8,590	1,448,002	10,055	144	12
110,000	12	1,320,000	1,360,627	9,449	1,592,822	11,060	144	12
120,000	12	1,440,000	1,487,756	9,537	1,761,917	11,293	156	13
130,000	12	1,560,000	1,611,750	10,331	1,908,737	12,235	156	13
140,000	12	1,680,000	1,739,746	10,355	2,084,144	12,405	168	14
150,000	12	1,800,000	1,859,715	11,921	2,202,404	14,117	156	13
160,000	12	1,920,000	1,983,699	12,716	2,349,227	15,059	156	13
190,000	12	2,280,000	2,366,563	13,147	2,867,604	15,931	180	15
220,000	12	2,640,000	2,740,235	15,223	3,320,402	18,446	180	15